

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課

予防接種法に基づく健康被害救済制度における
事務に当たって留意すべき事項について

予防接種法に基づく健康被害救済制度については、健康被害を受けられた方を迅速に救済する趣旨の下、市町村においてその事務を行っていただいているところですが、今般、請求様式等の改正を行うほか、新たに進達書類チェックリスト等を作成しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

貴職においては管内の市町村に下記の事項を周知いただき、引き続き適切な制度運営をお願いいたします。

また、本改正内容については日本医師会に情報提供済みであることを申し添えます。

記

1 請求様式等の改正について

健康被害救済制度の請求の際の様式については、「予防接種法に基づく健康被害救済制度における医療費・医療手当請求書等の各種様式について」（令和 6 年 4 月 15 日付け感発 0415 第 9 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知。以下「改正通知」という。）においてお知らせしたとおり、その様式を改正したところですが、令和 6 年 4 月 15 日以降の請求については、改正後の新様式の使用をお願いします。なお、当分の間、旧様式で記載された各種請求を受付及び進達して差し支えありませんが、この場合においては、次回以降新様式を用いるよう、申請者に周知するようお願いいたします。

改正後の新様式については厚生労働省ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」に加工可能媒体で掲載予定であり、市町村においては、請求者からの問合せに対して記載方法等を丁寧に説明いただくようお願いしま

す。

2 進達書類の参考様式について

(1) 被接種者経過概要 (別添1)

市町村から国への進達書類として添付する被接種者経過概要については、「予防接種健康被害認定に係る添付資料様式について」(令和3年8月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)で様式例を示していたところですが、今般、内容を改正しました。

また、当該様式例や請求者から提出された請求書等の審査書類の厚生労働省への進達については、情報セキュリティ対策を講じた上でDVD等の電子メディアや電子メール送付等の電磁的方法の活用をお願いします。

(2) 進達書類チェックリスト (別添2)

市町村からの国への進達に必要な資料について、給付区分ごとのチェックリストを作成しました。進達書類については当該チェックリストの順番に並び替えていただいた上で送付いただくようお願いします。

3 新型コロナワクチン特例臨時接種後の健康被害における手引き及びQ&A集について (別添3及び別添4)

特例臨時接種における健康被害救済制度の事務については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」において示していたところですが、同手引きが特例臨時接種の終了に伴い廃止されたことから、健康被害救済制度の事務部分を抜粋した手引きを作成しました (別添3)。

また、令和5年12月にお示した「予防接種健康被害救済業務Q&A集」(令和6年3月改正) (別添4)も引き続き事務において活用いただくようお願いします。

4 令和6年度以降の新型コロナワクチンの健康被害の取扱いについて

令和6年4月1日以降の新型コロナワクチンの定期接種について、その健康被害に対する救済制度については「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種による健康被害に係る救済措置の取扱いについて」(令和6年3月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医薬局総務課医薬品副作用被害対策室事務連絡)においてお知らせしたとおり、救済を受けようとする方が、混乱なく円滑かつ適切に手続を行うことができるよう、本事務連絡の内容を十分に御了知の上、管内住民及び新型コロナワクチン接種を実施する医療機関等に対して周知徹底を図るよう、御協力をお願いいた

します。

5 各種給付額の改定について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第116号）による医療手当、障害児養育年金、介護加算、障害年金、死亡一時金、葬祭料、遺族年金、遺族一時金の各給付額の改訂については、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）」（令和6年3月29日付け感発0329第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）でお知らせしたところです。

なお、令和6年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によることとし、本改定は、令和6年4月以降の月の分から生じたものに適用されますので、支給において額の誤りがないようお願いいたします。

主な給付額の改正

		(改定前)	(改定後)
医療手当（施行令第11条及び第20条）			
●定期の 予防接種 等	月8日以上 の入院又は 月3日以上 の通院及び 同一月の 入通院	3万7,800円/月	3万8,900円/月
	月8日未満 の入院又は 月3日未満 の通院	3万5,800円/月	3万6,900円/月
障害児養育年金（施行令第12条第2項）			
●定期の 予防接種 （A類疾 病）及び 臨時の予 防接種	1級	161万7,600円/年	166万9,200円/年
	2級	129万3,600円/年	133万4,400円/年
介護加算（施行令第12条第4項及び第13条第4項）			
	1級	84万6,200円/年	85万4,400円/年
	2級	56万4,200円/年	56万9,600円/年
障害年金（施行令第13条第2項及び第21条第2項）			

●定期の 予防接種 (A類疾 病)及び 臨時の予 防接種	1級	517万5,600円/年	534万円/年
	2級	413万8,800円/年	427万2,000円/年
	3級	310万4,400円/年	320万2,800円/年
●定期の 予防接種 (B類疾 病)	1級	287万5,200円/年	296万6,400円/年
	2級	229万9,200円/年	237万3,600円/年
死亡一時金 (施行令第17条第4項)			
●定期の予防接種 (A類 疾病) 及び臨時の予防接 種		4,530万円	4,670万円
葬祭料 (施行令第18条及び第28条)			
葬祭料 (施行令第18条 及び第28条)		21万2,000円	21万5,000円
遺族年金 (施行令第24条第5項)			
●定期の予防接種 (B類疾病)		251万4,000円/年	259万4,400円/年
遺族一時金 (施行令第26条第3項第1号)			
●定期の予防接種 (B類疾病)		754万2,000円	778万3,200円

以上